

一般社団法人日本発達心理学会 年次大会規則

2015年10月4日 制定

改正 2016年 9月25日

2017年 3月24日

(目的)

第1条 この規則は、「一般社団法人日本発達心理学会定款」第37条第5項に基づく年次大会（以下、大会という）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(業務内容)

- 第2条** 大会委員長及び担当校（団体）は、年次大会委員会が理事会に推薦し、理事会の承認をもって、代表理事が委嘱する。大会委員長の任期は、前年大会の終了時から当該の大会終了時までとする。
- 2 大会委員長は、大会委員会を組織し、年次大会委員会規程に定める年次大会委員会と連携し、大会の企画及び運営にあたる。
 - 3 大会委員会は、大会プログラムを作成し、会員に配付する。
 - 4 大会委員会は、大会論文集を作成し、発表者並びに購入希望者に配付する。
 - 5 大会委員会は、大会参加者数・発表者数などを会報に報告し、大会の収支決算を理事会に報告する。

(改定)

第3条 この規則の改定は、社員総会の承認を得るものとする。